2号機燃料取扱設備及び燃料取り出し用構台の設置について

2020年12月25日



東京電力ホールディングス株式会社



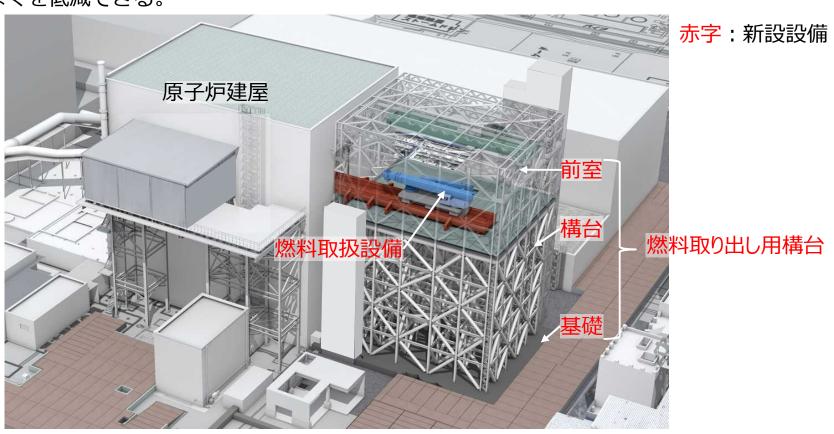
- 2号機燃料取扱設備及び燃料取り出し用構台の設置に伴い、実施計画の下記の範囲 について変更を申請する。
- 実施計画の申請範囲

<変更箇所>

- Ⅱ 特定原子力施設の設計、設備
 - 2 特定原子力施設の構造及び設備、工事の計画
 - 2.11 使用済燃料プールからの燃料取り出し設備
 - 2.15 放射線管理関係設備等
- Ⅲ 特定原子力施設の保安
 - 第1編(1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉に係る保安措置)
 - 42条 気体廃棄物の管理
 - 60条 外部放射線に係る線量当量率等の測定
 - 61条 放射線計測器類の管理
 - 第3編(保安に係る補足説明)
 - 2.1.3 放射性廃棄物等の管理
 - 3.1.2 放射線管理



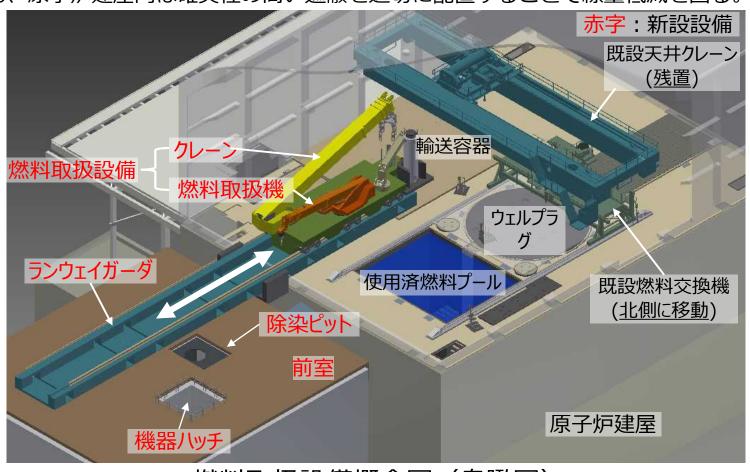
- 原子炉建屋上部を全面解体せず、建屋南側に燃料取り出し用構台を設置した上で、南側外壁の小開口から燃料と輸送容器を取り扱う。
- ブーム型クレーン式の燃料取扱設備を採用することで、南側外壁の開口部は小さくなり、原子炉建屋の構造部材のうち柱と梁の解体を回避できる。
- 燃料取扱設備は、燃料取り出し用構台での組立・保守作業が可能となることから、作業員被ばくを低減できる。



燃料取り出し用構台概念図(鳥瞰図)



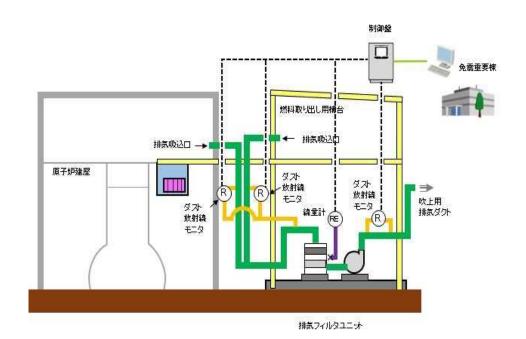
- 原子炉建屋内での燃料/輸送容器の取り扱いは燃料取扱設備を用いた遠隔操作とする。
- 燃料取扱設備は、ランウェイガーダ上を走行することで原子炉建屋オペフロと燃料取り出し用構台前室間を移動する。
- 輸送容器の吊り降ろしは燃料取り出し用構台に新設する機器八ッチを利用する。
- なお、原子炉建屋内は確実性の高い遮蔽を適切に配置することで線量低減を図る。



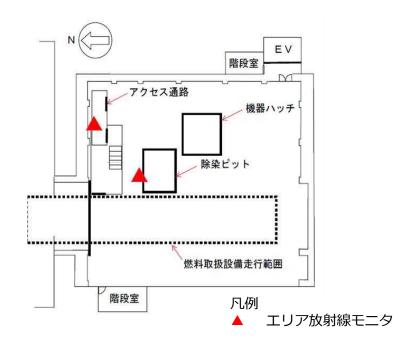
燃料取扱設備概念図(鳥瞰図)



- 原子炉建屋オペフロ、燃料取り出し用構台前室からの放射性物質の飛散抑制のため<mark>換気設備、大気に放出される放射性物質の濃度測定のためダスト放射線モニタを</mark>設置する。
- 放射線業務従事者の放射線防護の観点から燃料取り出し用構台内の線量監視のためエリア放射線モニタを設置する。



燃料取扱設備及び燃料取り出し用構台 換気設備構成



エリア放射線モニタ構成

赤字:新設設備

燃料取り出し手順(1/3)

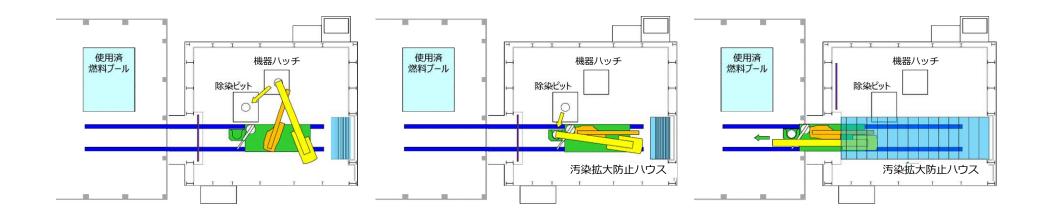
TEPCO

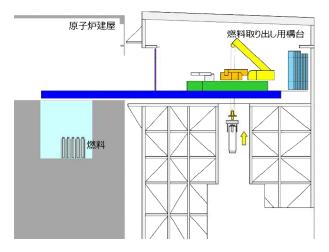
①燃料取り出し用構台へ輸送容器を搬入 ②除染ピットにて二次蓋取り外し

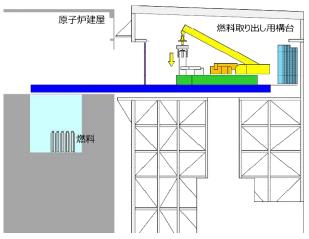
③走行台車へ輸送容器を積載

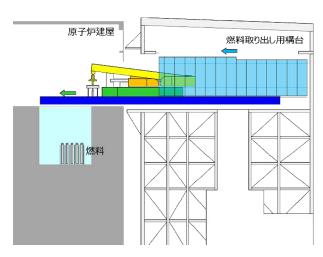
④汚染拡大防止 ハウスを展開

⑤移動







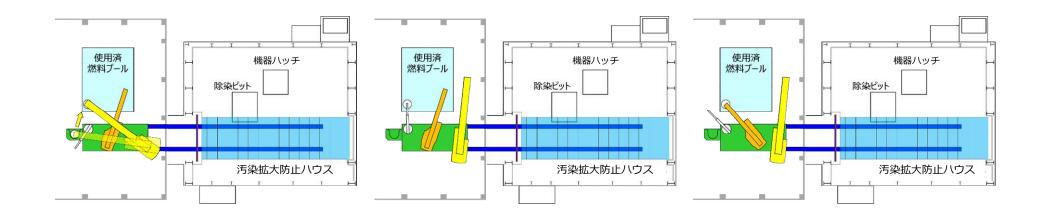


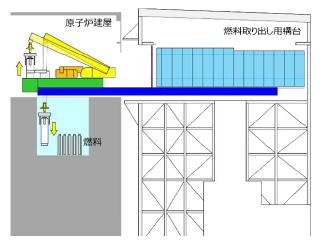
燃料取り出し手順(2/3)

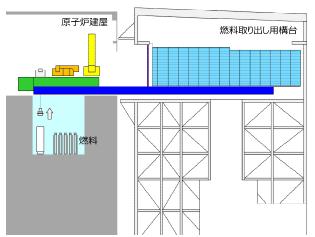


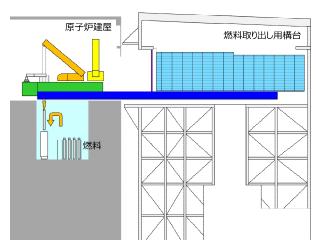
⑥輸送容器をキャスクピットへ移動 > ⑦一次蓋を取り外し

⑧燃料移動







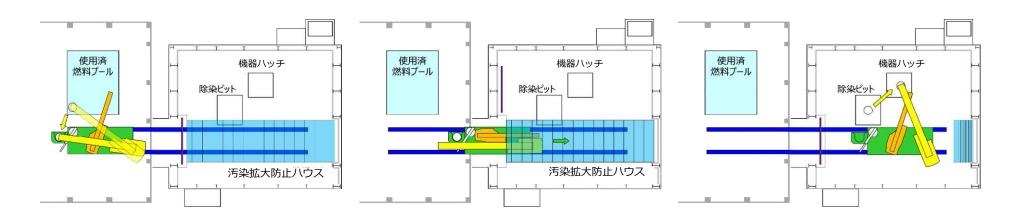


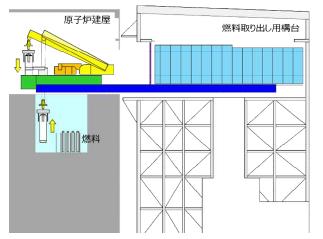
燃料取り出し手順(3/3)

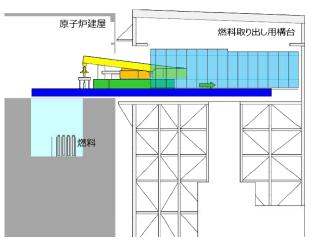


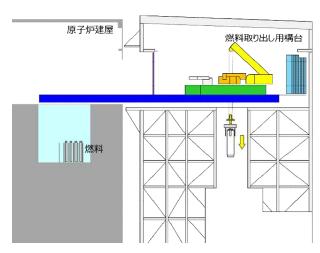
⑨一次蓋取り付け ⑩キャスクピットから輸送容器吊り上げ・輸送容器洗浄 迎移動 ⑪走行台車への搭載

⑤污染拡大防止ハウス開放 ⑭輸送容器を除染ピットへ移動 ⑤輸送容器の除染・線量測定・二次蓋取り付け 16輸送容器搬出











■ 2号燃料取扱設備及び燃料取り出し用構台設置に係る実施計画変更申請について 「特定原子力施設への指定に際し東京電力株式会社福島第一原子力発電所に対し て求める措置を講ずべき事項について(以下、措置を講ずべき事項)」のうち、 関連する下記事項に適合する記載箇所及び内容を説明する。

Ⅱ. 設計、設備について措置を講ずべき事項

- 5. 燃料取出し及び取り出した燃料の適切な貯蔵・管理
- 11. 放射性物質の放出抑制等による敷地周辺の放射線防護等
- 12. 作業者の被ばく線量の管理等
- 14. 設計上の考慮
 - ① 準拠規格及び基準
 - ② 自然現象に対する設計上の考慮
 - ④ 火災に対する設計上の考慮
 - ⑤ 環境条件に対する設計上の考慮
 - ⑦ 運転員操作に対する設計上の考慮
 - ⑧ 信頼性に対する設計上の考慮
 - ⑨ 検査可能性に対する設計上の考慮
- Ⅲ. 特定原子力施設の保安のために措置を講ずべき事項

5. 燃料取出し及び取り出した燃料の適切な貯蔵・管理



■ 措置を講ずべき事項「5.燃料取出し及び取り出した燃料の適切な貯蔵・管理」では、 以下を求めている。

<1~4号炉>

使用済燃料貯蔵設備からの燃料の取出しにあたっては、確実に臨界未満に維持し、落下防止、 落下時の影響緩和措置及び適切な遮へいを行い、取り出した燃料は適切に冷却及び貯蔵する こと。

■ 変更認可申請では、燃料取り出し時の落下防止について以下に記載している。

	実施計画Ⅱ記載箇所	記載内容
本文	2 特定原子力施設の構造及び設備、工事の計画 2.11 使用済燃料プールからの燃料取り出し設備 2.11.1.3 設計方針 (1) 燃料取扱設備 a. 落下防止	既認可の記載を適用
添付	2.11 添付資料-1-1 燃料の落下防止、臨界防止に関する説明書 3.2号機燃料取り扱いに関する概要	燃料取扱設備の落下防止対策

11. 放射性物質の放出抑制等による敷地周辺の放射線防護等 TEPCO

- 措置を講ずべき事項「11.放射性物質の放出抑制等による敷地周辺の放射線防護等」 では、以下を求めている。
- 特定原子力施設から大気、海等の環境中へ放出される放射性物質の適切な抑制対策を実施することにより、敷地周辺の線量を達成できる限り低減すること。
- 特に施設内に保管されている発災以降発生した瓦礫や汚染水等による敷地境界における 実効線量(施設全体からの放射性物質の追加的放出を含む実効線量の評価値)を、平成 25年3月までに1mSv/年未満とすること。
- 変更認可申請では、敷地周辺の放射線防護について以下に記載している。

	実施計画Ⅱ記載箇所	記載内容
本文	2 特定原子力施設の構造及び設備、工事の計画 2.11 使用済燃料プールからの燃料取り出し設備 2.11.1.3 設計方針 (3)燃料取り出し用カバー b.放射性物質の飛散・拡散防止	既認可の記載を適用
添付	2.11 添付資料-3-1 放射性物質の飛散・拡散を防止するための機能 に関する説明書 4.2.1 排気フィルタによる低減効果 4.2.2 敷地境界線量	排気フィルタによる放射性物質の 低減 敷地境界線量の評価

12. 作業者の被ばく線量の管理等



■ 措置を講ずべき事項「12.作業者の被ばく線量の管理等」では、以下を求めている。

現存被ばく状況での放射線業務従事者の作業性等を考慮して、遮へい、機器の配置、遠隔操作、放射性物質の漏えい防止、換気、除染等、所要の放射線防護上の措置及び作業時における放射線被ばく管理措置を講じることにより、放射線業務従事者が立ち入る場所の線量及び作業に伴う被ばく線量を、達成できる限り低減すること。

■ 変更認可申請では、作業者の被ばく線量の管理について以下に記載している。

	実施計画Ⅱ記載箇所	記載内容
本文	2 特定原子力施設の構造及び設備、工事の計画 2.11 使用済燃料プールからの燃料取り出し設備 2.11.1.6 自然災害対策等 (6) 被ばく低減対策	既認可の記載を適用
添付	2.11 添付資料-1-2 放射線モニタリングに関する説明書 4.2号機放射線モニタリング	エリア放射線モニタの基本方針、構成、 配置

14. 設計上の考慮 ①準拠規格及び基準



■ 措置を講ずべき事項「① 準拠規格及び基準」では、以下を求めている。

安全機能を有する構築物、系統及び機器は、設計、材料の選定、製作及び検査について、それらが果たすべき安全機能の重要度を考慮して適切と認められる規格及び基準によるものであること。

■ 変更認可申請では、準拠規格及び基準について以下に記載している。

	実施計画Ⅱ記載箇所	記載内容
本文	2 特定原子力施設の構造及び設備、工事の計画 2.11 使用済燃料プールからの燃料取り出し設備 2.11.1.8 構造強度及び耐震性 a. 燃料取扱設備 c. 燃料取り出し用力バー	既認可の記載を適用
	2.11 添付資料-4-1 燃料取扱設備の構造強度及び耐震性に関する説明書 4.2号機燃料取扱設備の構造強度及び耐震性について	燃料取扱設備の準拠規格及び基準
添 付	添付資料-4-2 燃料取り出し用カバーの構造強度及び耐震性に関する説明書 4. 2号機燃料取り出し用構台の構造強度及び耐震性について	燃料取り出し用構台の準拠規格及 び基準
	添付資料-4-3 燃料取り出し用力バー換気設備の構造強度及び耐震性に関する説明書 2.5 第2号機原子炉建屋オペレーティングフロア及び燃料取り出し用構台換気設備の耐震性	換気設備の準拠規格及び基準

14. 設計上の考慮 ②自然現象に対する設計上の考慮



- 措置を講ずべき事項「② 自然現象に対する設計上の考慮」では、以下を求めている。
- 安全機能を有する構築物、系統及び機器は、その安全機能の重要度及び地震によって機能の喪失を起こした場合の安全上の影響を考慮して、耐震設計上の区分がなされるとともに、適切と考えられる設計用地震力に十分耐えられる設計であること。
- 安全機能を有する構築物、系統及び機器は、地震以外の想定される自然現象(津波、豪雨、台風、竜巻等)によって施設の安全性が損なわれない設計であること。重要度の特に高い安全機能を有する構築物、系統及び機器は、予想される自然現象のうち最も苛酷と考えられる条件、又は自然力に事故荷重を適切に組み合わせた場合を考慮した設計であること。
- 変更認可申請では、自然現象に対する設計上の考慮について以下に記載している。

	実施計画Ⅱ記載箇所	記載内容
本文	2 特定原子力施設の構造及び設備、工事の計画2.11 使用済燃料プールからの燃料取り出し設備2.11.1.6 自然災害対策等(1) 津波(2) 豪雨、台風、竜巻	既認可の記載を適用
	2.11 添付資料-4-1 燃料取扱設備の構造強度及び耐震性に関する説明書 4.2号機燃料取扱設備の構造強度及び耐震性について	燃料取扱設備の構造強度評価
添 付	添付資料-4-2 燃料取り出し用カバーの構造強度及び耐震性に関する説明書 4. 2号機燃料取り出し用構台の構造強度及び耐震性について	燃料取り出し用構台の構造強度評価
	添付資料-4-3 燃料取り出し用カバー換気設備の構造強度及び耐震性に関する説明書 る説明書 2.5 第2号機原子炉建屋オペレーティングフロア及び燃料取り出し用構台 換気設備の耐震性	換気設備の構造強度評価

14. 設計上の考慮 ④ 火災に対する設計上の考慮



■ 措置を講ずべき事項「④ 火災に対する設計上の考慮」では、以下を求めている。

火災発生防止、火災検知及び消火並びに火災の影響の軽減の方策を適切に組み合わせて、火災により施設の安全性を損なうことのない設計であること。

■ 変更認可申請では、火災に対する設計上の考慮について、以下に記載している。

	実施計画Ⅱ記載箇所	記載内容
本文	2 特定原子力施設の構造及び設備、工事の計画 2.11 使用済燃料プールからの燃料取り出し設備 2.11.1.6 自然災害対策等 (4) 火災	既認可の記載を適用

14. 設計上の考慮 ⑤ 環境条件に対する設計上の考慮



■ 措置を講ずべき事項「⑤ 環境条件に対する設計上の考慮」では、以下を求めている。

安全機能を有する構築物、系統及び機器は、経年事象を含むすべての環境条件に適合できる設計であること。特に、事故や地震等により被災した構造物の健全性評価を十分に考慮した対策を講じること。

■ 変更認可申請では、環境条件に対する設計上の考慮について以下に記載している。

	実施計画Ⅱ記載箇所	記載内容
本文	2 特定原子力施設の構造及び設備、工事の計画 2.11 使用済燃料プールからの燃料取り出し設備 2.11.1.6 自然災害対策等 (5) 環境条件	既認可の記載を適用
添付	2.11 使用済燃料プールからの燃料取り出し設備 添付資料-4-2 燃料取り出し用カバーの構造強度及び耐震性 に関する説明書 4.3 耐震性	原子炉建屋の健全性

14. 設計上の考慮 ⑦ 運転員操作に対する設計上の考慮



■ 措置を講ずべき事項「⑦ 運転員操作に対する設計上の考慮」では、以下を求めている。

運転員の誤操作を防止するための適切な措置を講じた設計であること。

■ 変更認可申請では、運転員操作に対する設計上の考慮について以下に記載している。

	実施計画Ⅱ記載箇所	記載内容
添付	2 特定原子力施設の構造及び設備、工事の計画 2.11 使用済燃料プールからの燃料取り出し設備 添付資料-1-1 燃料の落下防止、臨界防止に関する説明書 3.2号機燃料取り扱いに関する概要	燃料取扱設備に関する誤操作防止 を含めた落下防止対策

14. 設計上の考慮 ⑧ 信頼性に対する設計上の考慮



- 措置を講ずべき事項「⑧ 信頼性に対する設計上の考慮」では、以下を求めている。
- 安全機能や監視機能を有する構築物、系統及び機器は、十分に高い信頼性を確保し、かつ、 維持し得る設計であること。
- 重要度の特に高い安全機能を有するべき系統については、その系統の安全機能が達成できる設計であるとともに、その構造、動作原理、果たすべき安全機能の性質等を考慮して、 多重性又は多様性及び独立性を備えた設計であること。
- 変更認可申請では、信頼性に対する設計上の考慮について以下に記載している。

	実施計画Ⅱ記載箇所	記載内容
本文	 2 特定原子力施設の構造及び設備、工事の計画 2.11 使用済燃料プールからの燃料取り出し設備 2.11.1.3 設計方針 (1) 燃料取扱設備 a. 落下防止 e. 単一故障 	既認可の記載を適用
添付	2.11 添付資料-1-1 燃料の落下防止、臨界防止に関する説明書	燃料取扱設備の落下防止対策

14. 設計上の考慮 9 検査可能性に対する設計上の考慮



■ 措置を講ずべき事項「⑨ 検査可能性に対する設計上の考慮」では、以下を求めている。

安全機能を有する構築物、系統及び機器は、それらの健全性及び能力を確認するために、適切な方法によりその機能を検査できる設計であること。

■ 変更認可申請は、検査可能性に対する設計上の考慮について以下に記載している。

	実施計画Ⅱ記載箇所	記載内容
本文	2 特定原子力施設の構造及び設備、工事の計画2.11 使用済燃料プールからの燃料取り出し設備2.11.1.3 設計方針(1) 燃料取扱設備f. 試験検査	既認可の記載を適用

Ⅲ. 特定原子力施設の保安のために措置を講ずべき事項



■ 措置を講ずべき事項「Ⅲ.特定原子力施設の保安のために措置を講ずべき事項」では、 以下を求めている。

運転管理、保守管理、放射線管理、放射性廃棄物管理、緊急時の措置、敷地内外の環境放射線モニタリング等適切な措置を講じることにより、「II.設計、設備について措置を講ずべき事項」の適切かつ確実な実施を確保し、かつ、作業員及び敷地内外の安全を確保すること。

特に、事故や災害時等における緊急時の措置については、緊急事態への対処に加え、関係機関への連絡通報体制や緊急時における医療体制の整備等を行うこと。

また、協力企業を含む社員や作業従事者に対する教育・訓練を的確に行い、その技量や能力の維持向上を図ること。

■ 変更認可申請では、特定原子力施設の保安について以下に記載している。

	実施計画皿記載箇所	記載内容
本文	第1編(1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉に係る保安措置) 42条 気体廃棄物の管理 60条 外部放射線に係る線量当量率等の測定 61条 放射線計測器類の管理 第3編(保安に係る補足説明)	「特定原子力施設の設計、設 備」変更内容の反映
	2.1.3 放射性廃棄物等の管理 3.1.2 放射線管理	